

(入 札 の 公 告)

北海道教育庁石狩教育局告示第 122 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 5 年 11 月 1 日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 名称 北海道札幌東陵高等学校構内除排雪業務委託

| | |
|-------------------------------------------------------|----------------|
| (ア) 除雪ドーザ ホイール型 8 t 級以上 マルチプラウ | 1 台 1 時間当たりの単価 |
| (イ) 除雪ドーザ ホイール型 8 t 級以上 スノーバケット 1.3 m ³ 以上 | 1 台 1 時間当たりの単価 |
| (ウ) バックホウ ホイール型 バケット容量 0.35 m ³ 以上 | 1 台 1 時間当たりの単価 |
| (エ) ダンプトラック (10 t 積級以上) | 1 台 1 時間当たりの単価 |

イ 予定数量 (時間)

| | |
|-------------------------------------------------------|-------|
| (ア) 除雪ドーザ ホイール型 8 t 級以上 マルチプラウ | 28 時間 |
| (イ) 除雪ドーザ ホイール型 8 t 級以上 スノーバケット 1.3 m ³ 以上 | 11 時間 |
| (ウ) バックホウ ホイール型 バケット容量 0.35 m ³ 以上 | 11 時間 |
| (エ) ダンプトラック (10 t 積級以上) | 83 時間 |

(2) 契約の目的の仕様等 契約書 (案) 及び委託業務処理要領による。

(3) 契約期間 令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 札幌市東区東苗穂 10 条 1 丁目 2 番 21 号 北海道札幌東陵高等学校構内

2 入札に参加する者に必要な資格

令和 5 年北海道教育庁石狩教育局告示第 121 号に規定する北海道札幌東陵高等学校構内除排雪業務委託契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市東区東苗穂 10 条 1 丁目 2 番 21 号 北海道札幌東陵高等学校事務室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市東区東苗穂 10 条 1 丁目 2 番 21 号
北海道札幌東陵高等学校 1 階 校長室
- (2) 入札日時 令和 5 年 11 月 21 日 (火) 午後 2 時 00 分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵送等による入札の可否

認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額 (1 時間当たりの単価) が、北海道財務規則 (昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。) 第 151 条第 1 項の規定により定めたそれぞれの予定価格 (1 時間当たりの単価) の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価額 (各入札金額 (1 時間当たりの単価) にそれぞれの予定数量 を乗じて得た

額の合計額)が最低の価格であるものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(1時間当たりの単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道札幌東陵高等学校

イ 所在地 郵便番号 007-8585

札幌市東区東苗穂10条1丁目2番21号

ウ 電話番号 011-791-5055

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 北海道札幌東陵高等学校構内除排雪業務
- 2 委託期間 令和5年(2023年)12月1日から
令和6年(2024年)3月31日まで

3 業務委託料

委託業務に対する業務委託料として業務に使用した機械類について、次の単価にそれぞれの稼働時間を乗じて算出した額の合計額に、当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）。

| 機 械 名 | 仕 様 (容 量) | 1 時間あたり単価 |
|---------|-----------------------------------------------|-----------|
| 除雪ドーザ | ホイール型 8 t 級以上 マルチプラウ | 円 |
| 除雪ドーザ | ホイール型 8 t 級以上 スノーバケット 1.3m ³ 以上 | 円 |
| バックホウ | ホイール型 バケット容量 0.35m ³ 以上 | 円 |
| ダンプトラック | 10 t 積級以上 | 円 |

4 契約保証金 免 除

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年(2023年) 月 日

委託者 北海道
北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 印

住 所
受託者 氏 名

印

((総則))

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務担当員)

- 第4条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

- 第5条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、委託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なく、その氏名、年齢及び免許資格等を委託者に通知するものとする。この場合において、従業員2名以上を定める場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。
- 3 前2項の規定は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員に異動があった場合に準用する。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第6条 委託者は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務処理に必要な器具及び消耗品)

第7条 委託業務の処理に必要な機械器具及び消耗品は、受託者の負担とする。

(報告義務)

第8条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、委託者又は業務担当員に報告し、その措置につき委託者又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

2 受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)

第9条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(業務委託料の請求及び支払)

第10条 業務委託料の算定において、月の稼働時間に1時間未満の端数が生じた場合は、翌月に繰り越すこととし、最終月の端数は、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

2 受託者は、毎月12日までに、前月分の実績に基づく業務委託料の支払いを委託者に請求するものとする。

3 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該業務委託料を支払うものとする。

4 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

5 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(秘密の保持)

第11条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第12条 委託者は、次条から第15条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに受託者に通知しなければならない。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、そ

の損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第15条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第22条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反す

る行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第16条 第13条各号又は第14条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第13条又は第14条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の任意解除権）

第17条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（受託者の催告による解除権）

第18条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第19条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第20条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第21条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、支払を受けた業務委託料の合計額の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154

)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

第22条 受託者は、この契約に関して、第15条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の業務委託料の合計額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない業務委託料に係る賠償金については、当該業務委託料が確定した都度、前項の規定中「毎月の業務委託料の合計額」とあるのは、「毎月の業務委託料」と読み替えて、同規定を適用する。

3 委託者は、実際に生じた損害の額が前2項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

4 第1項及び第3項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第23条 受託者は、その責めに帰すべき理由により業務の処理に関し委託者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第24条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（相殺）

第25条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（契約に定めのない事項）

第26条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

委託業務処理要領

委託業務の処理に当たっては、委託契約書によるほか、この委託業務処理要領（以下「要領」という。）の定めるところにより、業務を処理しなければならない。

1 除排雪対象等

(1) 所在

札幌市東区東苗穂 10 条 1 丁目 2 番 21 号 北海道札幌東陵高等学校構内

(2) 除排雪範囲

別紙のとおり

2 業務内容

次に定める作業基準により、業務を処理するものとする。

(1) 構内除雪

業務担当員からの指示がある場合を除き、委託者の開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除いた日。）に行うものとし、15 cm 以上積雪があるか又は 15 cm 以上降雪が見込まれる場合に、別紙図面に示す箇所について、午前 5 時以降に業務を開始し、午前 7 時 30 分までに歩行、車両の通行及び駐車に支障のない状態にすること。

なお、午前 7 時 30 分までに業務が終了しない場合は、歩行者等の安全に支障の無い範囲で速やかに業務を完了させること。

(2) 集雪場所

集雪場所は業務担当員が指示する場所とする。

(3) 臨時除雪

(1)によるもののほか、業務担当員が必要と認め、指示する場所の除雪

(4) 排雪

必要に応じ業務担当員の指示に基づき実施する。ダンプトラック（使用台数についてはその都度指示）に雪を積み込むものとし、札幌市指定の最寄りの雪たい積場において処理するものとする。

3 車両の仕様及び規格等

(1) 業務の実施に当たり、使用除排雪機械一覧表（別記第 1 号様式）、車検証（賃貸借契約書の写し）及び任意保険証書の写しを提出し、業務担当員の確認を受けること。

業務に使用する車両については、使用除排雪機械一覧表に記載されている車両を使用するものとし、記載されていない車両の使用は認めない。

なお、使用する車両には、タコグラフチャートを付けるものとし、当該タコグラフチャートは北海道札幌東陵高等学校分として専用を使用すること。

ただし、やむを得ずタコグラフチャートを付けることができない場合は、業務担当員と協議の上、客観的に確認することができる方法を講ずること。

(2) 業務に使用する車両、仕様（容量）及び作業員に必要な免許は、次のとおりとする。

| 機械名 | 仕様（容量） | 作業員に必要な免許 |
|---------|---------------------------------------------|------------------------------------|
| 除雪ドーザ | ホイール型 8 t 級以上 マルチプラウ | 大型特殊免許及び労働安全衛生法に基づく技能講習修了又は同等以上の資格 |
| 除雪ドーザ | ホイール型 8 t 級以上 スノーバケット 1.3 m ³ 以上 | 同上 |
| バックホウ | ホイール型 バケット容量 0.35 m ³ 以上 | 同上 |
| ダンプトラック | 10 t 積級以上 | 大型運転免許 |

※ 装置は、機械の規格・型式の処理能力及び容量未満のものを装着してはならない。

※ 排雪運搬に使用するダンプトラックには、次の要件に適合している側板を搭載すること。

・側板は雪のこぼれ止め、飛散防止装置であり固定的な装置と認められないものであること。

・側板の高さは、右 80cm、左 60cm 以内とすること。

(3) 受託者は、次の保険金額以上の任意自動車損害賠償保険契約を締結しなければならない。
対人賠償：無制限 対物賠償：5,000 千円

(4) 業務の実施前に作業員名簿（別記第 2 号様式）と運転免許証等の写しを提出し、業務担当員の確認を受けること。

4 稼働時間の算定

契約書第 10 条第 1 項に掲げる稼働時間については、実稼働時間をもって算出するものとし、車両格納庫と北海道札幌東陵高等学校との移動時間及び休憩時間等は稼働時間に含まないものとする。

5 業務の報告

業務を実施したときは、除排雪業務実施報告書（別記第 3 号様式）とタコグラフチャート（北海道札幌東陵高等学校専用分）又は、客観的に確認できるもの等を提出し、業務担当員の確認を受けること。

6 安全の確保

(1) 業務の処理に当たっては、除雪範囲を示すポール等に注意し、敷地内の建物、縁石、マンホール等の工作物等を損傷させないように留意すること。また、フェンスには雪を押しつけないこと。

(2) 業務中の事故防止については十分留意し、万一事故が生じた場合はただちに業務担当員に報告し、その指示を受けること。

7 その他

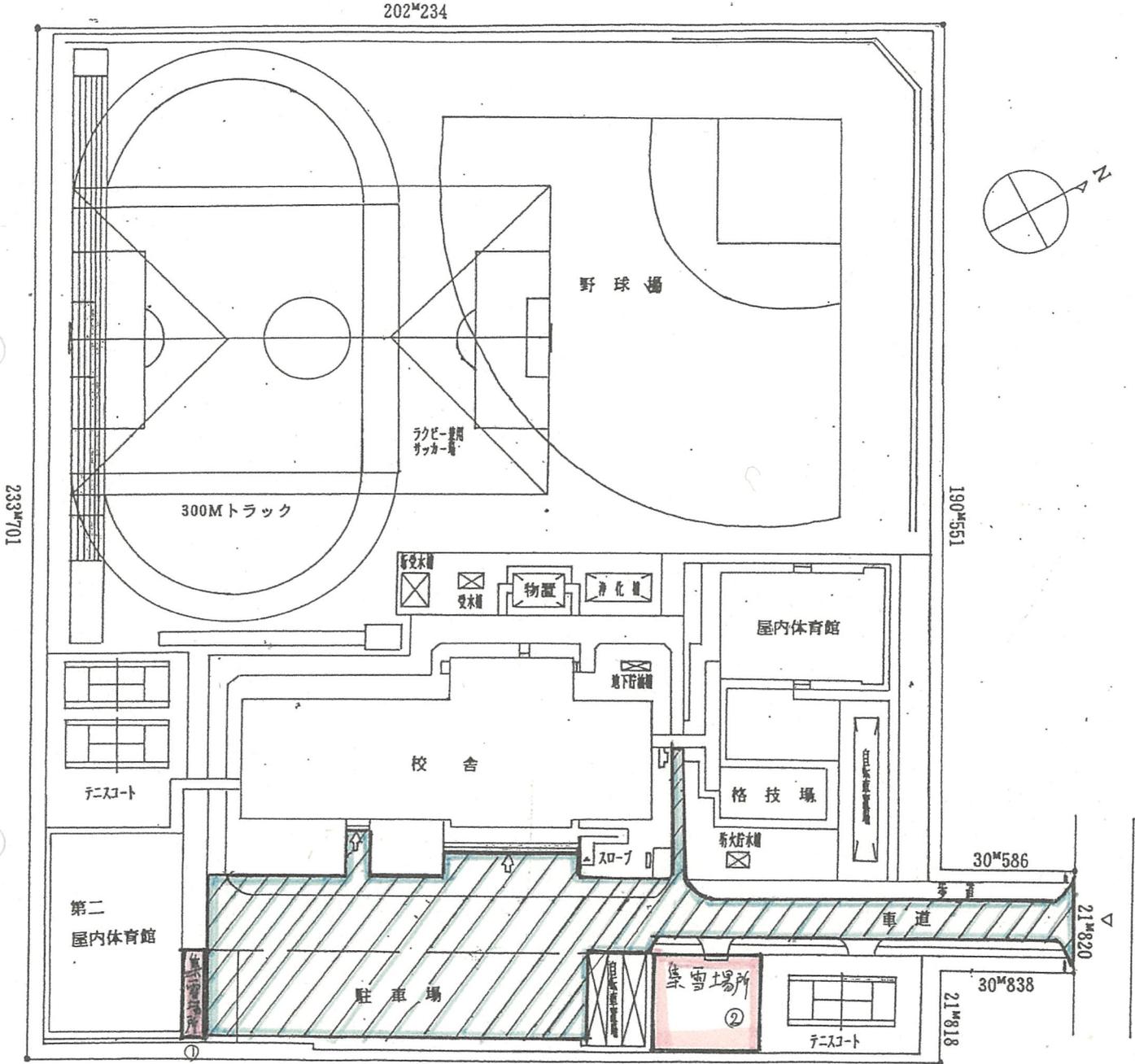
(1) 業務実施者にはあらかじめ対象箇所の確認を十分行わせるものとし、施設の破損防止及び除雪の作業効率を確保すること。

(2) 各業務実施中は、作業員に常時身分証明書等を携帯させるものとし、業務担当員等から提示を求められた場合は、身分証明書等を提示すること。

(3) 業務に必要な機械、車両、人員及び消耗品については、受託者の負担とする。

(4) その他この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。

北海道札幌東陵高等学校構地内除排雪範囲及び集雪場所



 除雪範囲

 集雪場所

使用除排雪機械一覧表

住所

氏名

| 番号 | 機械名称 | 規格 | 自動車登録番号 | タコグラフ チャート装着の 有無 | 所有区分 |
|----|------|----|---------|------------------------|------|
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

注1 所有区分欄には「自社所有」又は「借上げ」と記載すること。

注2 タコグラフチャート装着の有無欄には装着している場合は「○」を記入すること。

<添付書類>

- 1 自社所有の機械・・・車検証の写し及び任意保険証書の写し
- 2 賃貸借の機械・・・車検証、賃貸借契約書の写し及び任意保険証書の写し
写しは上記番号順に整理すること

委託業務処理要領で定められている仕様等と相違ないことを確認する。

年 月 日

所属

業務担当員（職氏名）

作業員名簿

住所
氏名

| 番号 | 主任者 | 氏名 | 年齢 | 免許、資格等 | | 経験年数 |
|----|-----|----|----|--------|-----|------|
| | | | | 名称 | 取得年 | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |

注 委託契約書第5条第2項に基づく、従業員を2名以上定める場合の主任者（1名）については、主任者欄に○を付すこと。

<添付書類>

免許・資格に係る免許証等の写し
写しは上記に記載した番号順に整理すること。

委託業務処理要領で定められている仕様等と相違ないことを確認する。

年 月 日

所属

業務担当員（職氏名）

| | | | |
|----|-----|----|-----|
| 校長 | 事務長 | 回議 | 担当者 |
| | | | |

除 排 雪 業 務 実 施 報 告 書

年 月 日

北海道教育庁石狩教育局長 様

(受託者名)

次のとおり除排雪業務を実施したので、報告します。

| | | | | |
|------------------------|-----------|--------------------------------------|----|------|
| 学校名 | | | | |
| 実施年月日 | 年 月 日 () | | | |
| 降雪量 | cm | | | |
| 作業内容 (該当作業に○) | 除雪 | | 排雪 | |
| (使用除排雪機一覧表車両番号) 車 種 | 従業員名簿番号 | 稼働時間 | | 稼働時間 |
| 車両ナンバー | 運転者 | (上段) 作業開始 ~ 作業終了 (下段) 休憩開始 ~ 休憩終了 | 合計 | 備考 |
| () | | 時 分 ~ 時 分 | 時間 | |
| | | 時 分 ~ 時 分 | 分 | |
| () | | 時 分 ~ 時 分 | 時間 | |
| | | 時 分 ~ 時 分 | 分 | |
| () | | 時 分 ~ 時 分 | 時間 | |
| | | 時 分 ~ 時 分 | 分 | |
| () | | 時 分 ~ 時 分 | 時間 | |
| | | 時 分 ~ 時 分 | 分 | |
| 上記のとおり、実施したことを確認しました。 | | | | |
| 年 月 日 | | | | |
| 所属 | | | | |
| 業務担当員 (職氏名) | | | 接種 | |

<添付書類>
タコグラフチャート

競争入札心得

(総則)

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されてる者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

① 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。

② 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

③ 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

① 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封筒に「入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるもので提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。)
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としま

す。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

- 2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

- (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 ~~落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。~~

2 ~~再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。~~

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に支出負担行為担当者に提出しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

(北海道議会の議決事件)

第14条 ~~この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結します。~~

2 ~~落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。~~

(注) ~~第14条の規定は、議会の議決に付すべき契約に適用する。~~

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行いません。

2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(注) 第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

(入札保証金等の帰属)

第16条 ~~落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその一納付に代えて提供した担保は、道に帰属します。~~

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違約金を道に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第17条 ~~契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。~~

2 ~~前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあつては、契約期間の始期から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。~~

3 ~~契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。~~

4 ~~契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあつては、目的物の引渡し期限)までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。~~

(入札保証金等の充当)

第18条 ~~落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。~~

(談合情報に対する対応)

第19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあり

ます。

(入札の辞退)

第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があつた場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し又は契約を解除することがあります。